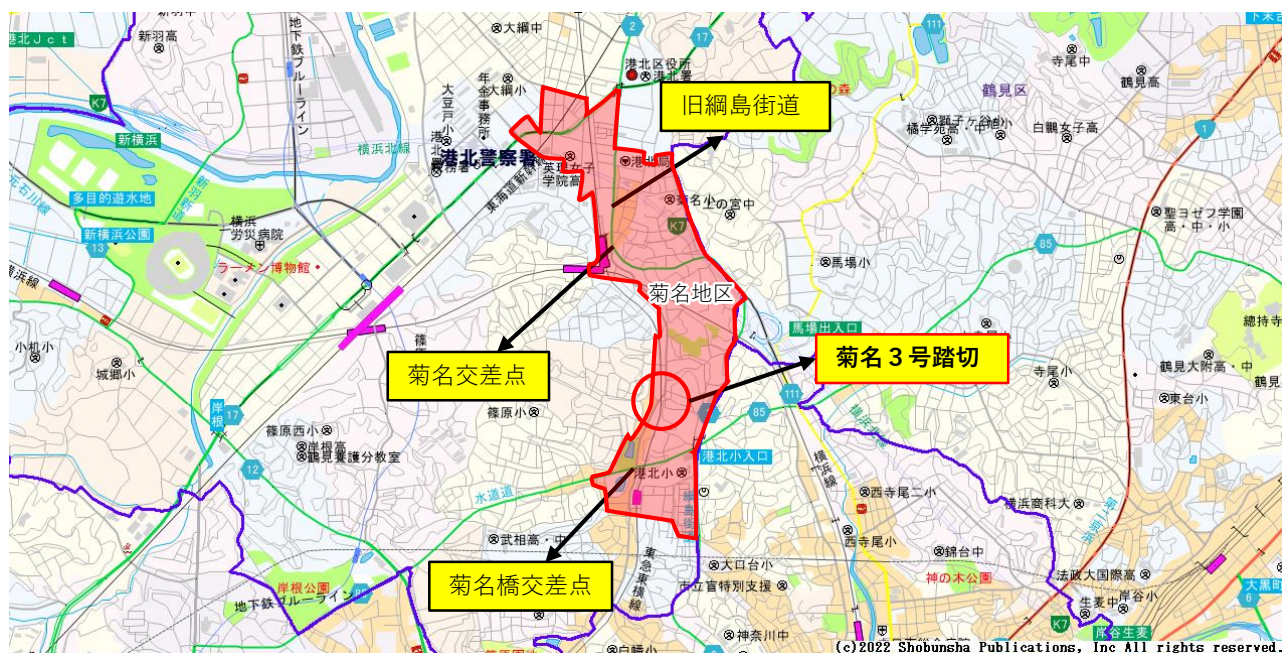


令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【港北警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

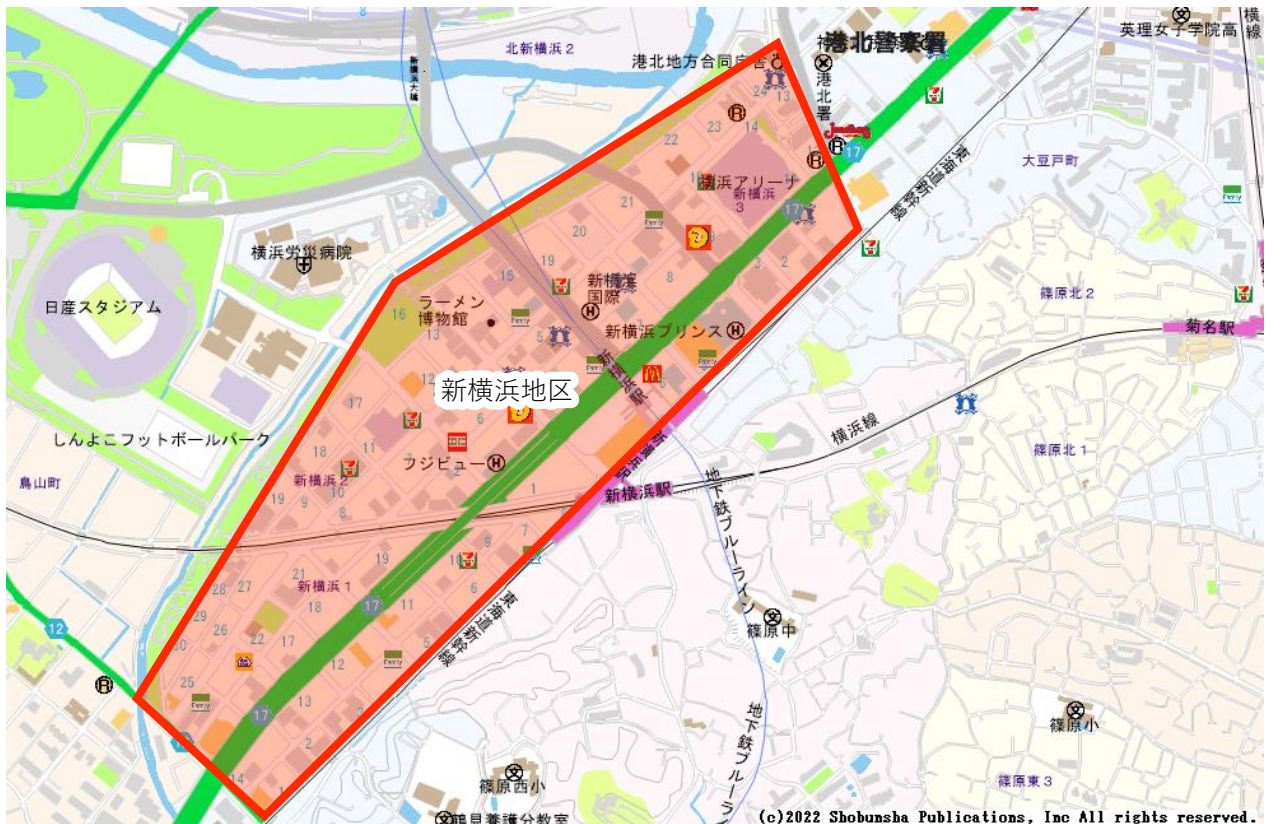
菊名地区

【選定理由】

- ・ 住宅街から駅に抜ける道路であり、通勤・通学、買い物等での自転車が多い。
- ・ 令和3年は菊名地区で自転車関連事故が9件発生している。
- ・ 地図の中で赤丸印を付けている場所は、踏切であり、通勤・通学時間帯は踏切の警報器吹鳴時の立入りの違反が目立つため、港北署として重点的に取締りを実施している。

★自転車を利用される人は「自転車安全利用五則」を守りましょう★

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外**
自転車は『車両』です。車道を通行しましょう。
- 2 車道は左側を通行**
車道の左端を通行し、右後ろからくる車両等に注意しましょう。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**
歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう
- 4 安全ルールを守る**
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。交差点では必ず一時停止をし、車両の有無や動きをしっかりと確認しましょう。
- 5 子どもはヘルメットを着用**
交通事故から頭部を保護するために、積極的にヘルメットを着用させましょう。



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

新横浜地区

【選定理由】

- ・ 大規模集客施設、病院、駅等が混在している地区であり、自転車の通行量が多い。
- ・ 令和3年は新横浜地区で自転車関連事故が6件発生している。
- ・ 歩道通行可ではない場所を通行している自転車も見受けられ、自転車のマナーについても要望意見が寄せられている。歓楽街としても指定されているため、対策が必要である。